

MUFG Focus USA Weekly

経済調査室 ニューヨーク駐在情報

MUFG Union Bank, N.A. Economic Research NY
Hiroshi Kurihara | 栗原 浩史 (hikurihara@us.mufg.jp)
Director and Chief U.S. Economist

トランプ大統領就任 100 日 ～ハリスバーグでは熱狂が続いていた

【要旨】

- ✧ トランプ大統領が就任して 4 月 29 日で 100 日となった。100 日間を振り返ると、支持率は近年の大統領と比べて低い一方、就任以降の株価は堅調に推移している。高官人事は遅れており、大統領令発令件数等は近年の大統領よりも多い。
- ✧ トランプ大統領は基本的には「有言実行」を目指してきたと言える。公約の進捗を確認すると、「就任 1 日目の施策」については大統領令を活用して概ね着手している。特にエネルギー政策の転換や規制緩和等で一定の進展があったと言えるだろう。「就任後 100 日間に提出し可決を目指す法案」については進展していない。10 項目のうちで可決された法案は無く、実際に法案が提出され可決に向けて取り組んだものも「オバマケアの廃止・置換」程度である。
- ✧ 公約で掲げた政策のうち議会での法案可決を思うように進められなかった背景には、①「党派対立や共和党内の分断の加速」、②「足元の景気が良好なことによる議会の切迫感の欠如」、③「過大な政府債務の存在」等が挙げられるだろう。
- ✧ アウトサイダーであるトランプ大統領にとってこの 100 日間は、議会と新たな関係を構築し、政策を具体的に法案に落とし込む術などを学ぶ期間だったと言え、政権の真価を問うのは時期尚早とも言える。引き続き、税制改正とインフラ投資拡大が財政を大幅に悪化させない形で何とか実施され、経済政策全体としては来年の成長率を幾分か押し上げるとみておきたい。
- ✧ なお、トランプ大統領は就任 100 日目にあたる 4 月 29 日、ペンシルバニア州ハリスバーグでラリー（集会）を行った。トランプ大統領の絶叫調の演説に対する集まった聴衆の盛り上がりは大変なものであった。就任して 100 日間のトランプ大統領の実績は、コアな支持者層にとっては一先ず満足するものだったと言えそうだ。

【目次】

はじめに -P3

1. 大統領の支持率・株価 -P3

2. 高官人事・大統領令発令件数・法案成立件数 -P3

3. 公約の実現状況 -P5

4. 政策の動向

(1) 貿易政策 -P7

(2) 移民政策 -P9

(3) インフラ投資の拡大 -P9

(4) 税制改正 -P10

(5) オバマケアの廃止・置換 -P12

(6) 予算 -P13

5. 金融政策への言及 -P15

6. 経済政策の100日間の評価と今後の見通し -P16

おわりに ～ 就任100日目のハリスバーク・ラリーに参加して -P17

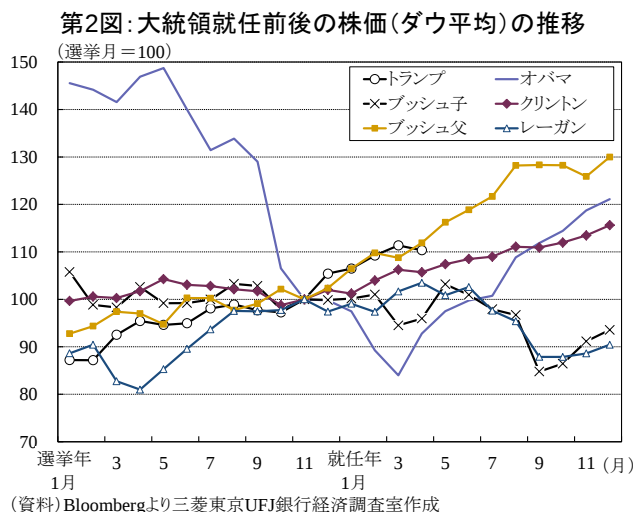
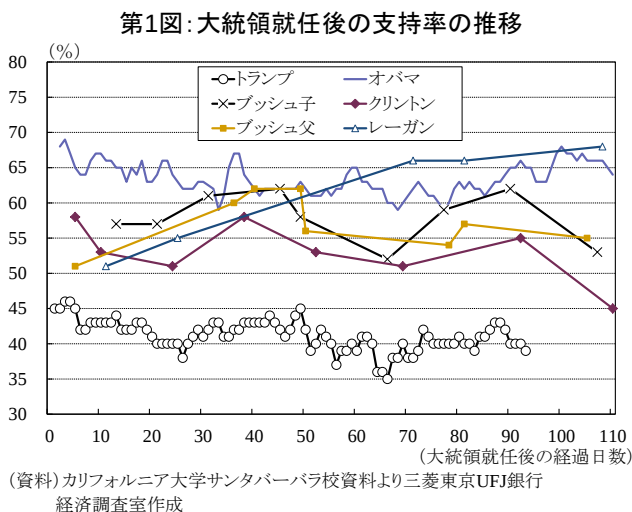
はじめに

トランプ大統領が就任して 4 月 29 日で 100 日となった。米国では大統領就任から 100 日間をハネムーン期間とも呼び、100 日を大きな節目として扱っている。本 Weekly でもトランプ大統領の 100 日間を振り返りたい。

1. 大統領の支持率・株価

まず、トランプ大統領の支持率は、近年の大統領と比べて低い（第 1 図）。支持率は調査によって幅があるが、Gallup 調査では大統領就任時から 45% 前後と低く、足元は 40% 前後と一段と低くなっている。

一方、大統領就任以降の株価は、近年の大統領と比べても堅調に推移している（第 2 図）。背景には、米国景気が良好なこともあるが、金融市場で大統領選挙以降に高まったトランプ政権への期待がそれほど剥落していないこともある。



2. 高官人事・大統領令発令件数・法案成立件数

高官人事について、まず主要 15 閣僚をみると、4 月 27 日に労働長官が上院で承認され漸く全員が就任した（第 1 表）。労働長官のみ指名辞退があったが、それ以外の 14 閣僚はトランプ大統領が当初指名した通りに就任出来ている。

上院での承認投票結果をみると、シュルキン退役軍人長官（賛成 100：反対 0）、マティス国防長官（賛成 98：反対 1）、チャオ運輸長官（賛成 93：反対 6）等で賛成票が多かった一方、デボス教育長官（賛成 51：反対 50）、セッションズ司法長官（賛成 52：反対 47）、プライス保健福祉長官（賛成 52：反対 47）、ムニューシン財務長官（賛成 53：反対 47）等で

は反対票が多めであった。また、閣僚級までみた場合には、通商代表部（USTR）代表に指名されているライトハイザー氏がまだ上院で承認されていない。

高官人事について政治任用職を幅広くみると、就任の遅れが顕著である。上院の承認が必要な政治任用職 1,200 程度のうち、主要な 500 超の任用職を対象としたワシントン・ポストと非営利団体「Partnership for Public Service」の集計値をみると、上院で承認済みが 27 人、指名済みで上院の承認待ちが 41 人であり、歴代大統領の就任 100 日間時点と比べて遅れている（第 3 図）^{（注 1）}。指名自体が遅れていることに加え、承認までの日数もブッシュ（父）政権以降で最長である。なお、空席となっていた最高裁判事については、ゴーサッチ氏を指名し、上院で承認されている。

大統領令発令件数と法案成立件数は、歴代大統領と比較して多い。就任後 100 日間で大統領令を 32 件発表し、28 の法案に署名している（第 4 図、後掲参考表 1）。

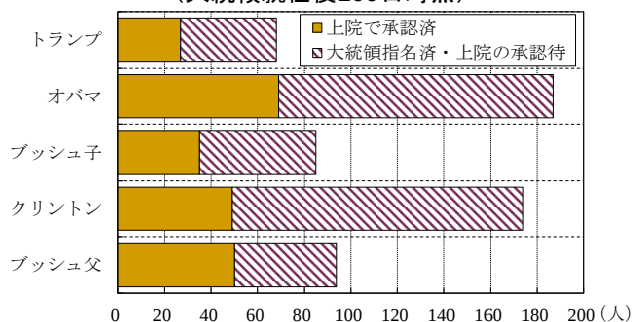
（注 1）トランプ大統領のデータは 4 月 28 日時点（大統領就任後 99 日時点）。

第1表：トランプ政権の主要高官リスト(15閣僚)

	オバマ政権	トランプ政権		
		上院での承認状況 と投票結果	名前	経歴等
財務長官	ジェイコブ・ルー	承認済 53 : 47	スティーブン・ムニューシン	元ゴールドマン・サックス役員、デューン・キャピタル・マネジメント共同創業者、映画プロデューサー
国務長官	ジョン・ケリー	承認済 56 : 43	レックス・ティラーソン	エクソンモービルCEO、仕事柄ロシアのプーチン大統領と交流がありロシアから友好勲章を授与、ボーイスカウト活動に従事、テキサス州出身
国防長官	アシュトン・カーター	承認済 98 : 1	ジェームズ・マティス	元海兵隊大将、退役軍人の国防長官就任は1950年以来、異名は「狂犬」、独身、読書家
司法長官	ロレッタ・リンチ	承認済 52 : 47	ジェフ・セッションズ	上院議員（アラバマ州選出）、元アラバマ州司法長官、財政タカ派、子供3人・孫7人
商務長官	ペニー・プリッカー	承認済 72 : 27	ウィルバー・ロス	著名投資家、鉄鋼・繊維・石炭等の業界で破綻企業を再建、日本では幸福銀行を買収
保健福祉長官	シルビア・バーウェル	承認済 52 : 47	トム・プライス	下院議員（ジョージア州選出）、下院予算委員長、医師
エネルギー長官	アーネスト・モニーツ	承認済 62 : 37	リック・ペリー	前テキサス州知事、大統領選挙共和党予備選に出馬も早々に撤退
国土安全保障長官	ジェイ・ジョンソン	承認済 88 : 11	ジョン・ケリー	海兵隊退役大将、前南方軍司令官（中南米・カリブ担当）、軍で45年間働き1月に引退、息子がアフガニスタンで戦死
労働長官	トーマス・ペレス	（2月15日に 指名辞退）	アンドリュー・パズダー	ハンバーガーチェーン「カールスジュニア」等を抱えるCKEレストランズのCEO（2000年～）、弁護士、著書「雇用創出」、メディアを通じた政策提言多数
		承認済 60 : 38	アレクサンダー・アコスタ	フロリダ国際大学法科大学院長、ヒスパニック系
教育長官	ジョン・キング	承認済 51 : 50	ベッツイ・デボス	米国児童連盟委員長、共和党への大口献金者、義父はアムウェイ共同創業者
運輸長官	アンソニー・フォックス	承認済 93 : 6	エレーン・チャオ	元労働長官、台湾生まれ、夫は共和党上院トップのマコネル院内総務
住宅都市開発長官	フリアン・カストロ	承認済 58 : 41	ベン・カーソン	元神経外科医、大統領選挙共和党予備選に出馬
内務長官	サリー・ジュエル	承認済 68 : 31	ライアン・ジンキ	下院議員（モンタナ州選出）、海軍特殊部隊出身
農務長官	トーマス・ビルサック	承認済 87 : 11	ソニー・バーデュー	前ジョージア州知事
退役軍人長官	ロバート・マクドナルド	承認済 100 : 0	デービッド・シュルキン	保健問題を担当する現職次官

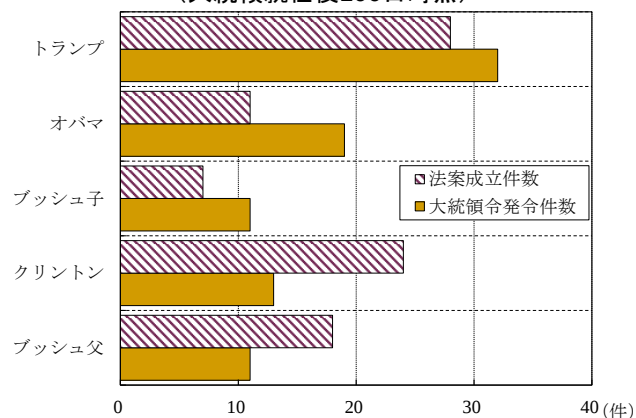
（資料）各種報道、資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第3図: 政治任用職の上院での承認状況
(大統領就任後100日時点)



(注) 1. トランプ大統領のデータは4月28日時点(大統領就任後99日時点)。
2. 上院の承認が必要な政治任用職1,200程度のうち、主要な500超の任用職を対象としたワシントン・ポストと非営利団体「Partnership for Public Service」の集計値。
(資料) ワシントン・ポスト資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第4図: 大統領令発令件数と法案成立件数
(大統領就任後100日時点)



(資料) ホワイトハウス資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

3. 公約の実現状況

トランプ大統領は大統領選挙終盤に公約集『米国有権者との契約』を発表。『米国有権者との契約』は「就任1日目の施策」(18項目)と「就任後100日間に提出し可決を目指す10の法案」の2つで構成されている。本公約の進捗を確認すると、「就任1日目の施策」については大統領令を活用して概ね着手している(第2表)。特にエネルギー政策の転換や規制緩和等で一定の進展があったと言えるだろう。但し、「中国の為替操作国認定」は撤回、「テロの温床となっている地域からの入国制限」は司法に阻まれる等、方針転換を迫られている項目もある。

「就任後100日間に提出し可決を目指す法案」については進展していない。10項目のうちで可決された法案は無く、実際に法案が提出され可決に向けて取り組んだものも「オバマケアの廃止・置換」程度である。

以下、主要な経済政策の動向を順にみていく。

第2表:トランプ大統領の公約と就任後の実績・評価①(『就任1日目の施策』)

トランプ大統領が選挙前に発表した『米国有権者との契約』の記載事項		就任後の実績と評価 (○:実施済、△:進行中、 ×:撤回・着手するも進展無し、－:動き無し)	
就任1日目の施策		評価	実績
【ワシントンの汚職・特定利益との癒着を無くすための6つの施策】			
1	議員の任期に制限を設ける憲法修正を提案	-	-
2	連邦政府職員数を自然減を通じて減少させるため新規雇用を凍結(軍・公安・公衆衛生関連は除く)	△	1月23日、大統領令に署名。4月12日、雇用凍結を解除(引き続き歳出削減の中で念頭に置くこととされた)
3	新たな連邦規制1つに対して2つの既存の規制を廃止することを要求	○	1月30日、大統領令に署名
4	ホワイトハウスと議会の役職員が退職後5年間にロビイストになることを禁止	○	1月28日、大統領令に署名
5	ホワイトハウスの役職員が外国政府のためにロビー活動を行うことを永久に禁止	○	1月28日、大統領令に署名
6	外国人ロビイストによる米国の選挙のための資金集めを全面的に禁止	-	-
【米国の労働者を守るための7つのアクション】			
1	NAFTAの再交渉乃至NAFTAから脱退する意思の発表	△	3月末、USTRが議会に交渉原案を送付。修正後、正式通知される見込み。実際の交渉は7-8月頃から(議会通知の90日後)
2	TPPからの撤退の発表	○	1月23日、TPP撤退に関する大統領覚書に署名。1月30日、離脱の旨を関係国へ通知
3	中国の為替操作国認定を財務長官へ指示	×	方針撤回。認定せず
4	商務長官と通商代表部(USTR)代表に対して、米国労働者にとって不公平な貿易慣行を特定し、米国の法律と国際法の下での全ての手段を用いてそれらを無くすことを指示	△	3月31日、貿易赤字の要因分析・影響分析を支持する大統領令に署名
5	50兆ドルの価値がある雇用を創出するエネルギー生産(シェール・石油・天然ガス・クリーン石炭等)に対する規制を撤回	△	2月6日、オバマ政権下で成立した「Stream Protection Rule」を撤回。3月28日、大統領令に署名し、オバマ大統領によるエネルギー規制に関する複数の大統領令・覚書を撤回
6	オバマ・クリントンの妨害を取り除き、キーストーン・パイプライン等の活力あるエネルギー関連インフラ計画を認可	○	1月24日、パイプライン建設推進に関する大統領令に署名。3月24日、キーストーンパイプラインの建設計画を認可
7	国連気候変動プログラムへの支払いを中止、米国の水資源・環境インフラの整備に資金を活用	△	予算教書(概要)で気候変動プログラムへの支払中止を要請
【治安と憲法規範を回復させるための5つのアクション】			
1	オバマ大統領による憲法違反の大統領令、メモ等は全て廃止	-	-
2	スカリア最高裁判事の後任の選考を開始(憲法を遵守する20人の判事のリストから選ぶ)	○	4月7日、上院はニール・ゴースッチ氏を最高裁判事に承認
3	不法移民に寛大な都市(保護都市)への連邦補助金を停止	△	1月25日、大統領令に署名。司法省は4月21日、保護都市に対し、6月末までに違反がないことを連邦政府に証明しなければ、補助金を停止する可能性があるという警告
4	200万人以上の犯罪をおかした不法移民の送還を開始、受け入れない国に対してはビザの発給を停止	△	1月25日、大統領令に署名
5	テロの温床となっている地域からの移民受け入れを停止、入国時の身元調査を厳格化	△	1月27日、大統領令に署名するも、司法に阻まれ頓挫。3月6日、修正した大統領令に署名したが、依然として司法において係争中

(資料)『米国有権者との契約』、ホワイトハウス資料、各種報道等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第3表：トランプ大統領の公約と就任後の実績・評価②（『就任後100日間に提出し可決を目指す10の法案』）

トランプ大統領が選挙前に発表した『米国有権者との契約』の記載事項			就任後の実績と評価 (○：実施済、△：進行中、 ×：撤回・着手するも進展無し、－：動き無し)	
就任後100日間に提出し可決を目指す10の法案			評価	実績
1	中間層減税と税制簡素化の法案	大規模な税率引き下げと税制簡素化、貿易改革、規制緩和、エネルギー関連の規制の撤回を実施。最大の減税は中間層向け。所得税の税率適用区分を7段階から3段階へ引き下げ。税申告書を大幅に簡素化。法人税率を35%から15%に引き下げ。米国企業の海外滞留利益は10%の税率で還流を可能に。	×	減税案策定に遅れ。下院共和党案は「国境での課税調整」について賛成を得られる目処が立っていない。『青写真』では無い別案も検討している状況。トランプ政権は4月26日に税制改正の指針を発表。詳細は6月に発表される見込み
2	企業の海外移転を防ぐ法案	企業が他国へ配置転換し、製品を無税で米国へ送るために労働者を解雇することを阻止。そのために関税を設ける。	×	「国境での課税調整」の導入可否については見通しが立っていない状況
3	米国のエネルギーとインフラ法案	官民パートナーシップと税制優遇措置による民間投資を通じて、今後10年間で1兆ドルのインフラ投資を実施（歳入中立）。	×	インフラ投資拡大は、民主党が『青写真』を発表したのみ。マルバニーOMB長官によれば、今秋を目処に政府支出2,000億ドル規模の計画を策定予定
4	学校選択と教育機会の法案	親が子供の学校を選択できるように、教育予算の使途を変更。職業教育・技能教育を拡充。2年制・4年制カレッジの授業料を手頃に。	－	－
5	オバマケアの廃止と置換の法案	オバマケアを完全に廃止し新制度へ置換。医療貯蓄口座（HSA）利用を拡大し、州を跨いだ保険購入を可能に。医薬品の承認を迅速化。	△	3月23日、共和党保守強硬派の反対を受け、オバマケア代替法案の下院採決を見送り
6	子育て支援と高齢者介護の法案	育児費用、高齢者介護費用の税額控除を可能に。職場に育児施設を設けることへの企業向けインセンティブを付与。育児や介護のための税金のかからない貯蓄制度の創設。	－	－
7	不法移民を無くす法案	メキシコが後日全額支払うとの理解に基づき、南の国境に壁を建設する予算を設ける。不法移民への法執行強化。求人において米国労働者へのオファーを優先するように改革。	△	1月25日に南部国境の壁建設に関する大統領令に署名するも、建設費用の現2017会計年度予算への計上は見送られ、2018会計年度以降となる見込み
8	地域の安全を回復する法案	凶悪犯罪に対するタスクフォース創設や、警官の訓練プログラムへの支出拡大を通じて、増加している犯罪・薬物・暴力を減少させる。	△	3月8日、暴力犯罪に対するタスクフォース設立を命じる大統領令に署名
9	国家安全保障を回復する法案	国防費の強制削減措置を中止し、軍事関連の投資拡大により軍を再建。退役軍人に対し、公的な退役軍人省の治療又は民間医療の利用を可能に。重要なインフラをサイバー攻撃から保護。	△	予算教書（概要）において国防費の大幅増加を主張するも、議会の同意を得られるかは不透明
10	ワシントンの腐敗を浄化する法案	腐敗を一掃するため新たな倫理改革を実行。特定の利益団体からの政治への不健全な影響を抑制する。	－	－

（資料）『米国有権者との契約』、ホワイトハウス資料、各種報道等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

4. 政策の動向

（1）貿易政策

トランプ政権は貿易政策について、選挙期間中に述べていた通り、他国とのより公正な貿易関係の構築を目指し動き出した。大統領令・覚書で「深刻な貿易赤字についての包括的なレポート作成」や「鉄鋼輸入・アルミニウム輸入の調査」等を指示したほか、中国、日本、メキシコ等と貿易不均衡是正に向けて個別に対話を始動しつつある（第4表）。

但し、実際の貿易取引に影響を与える政策はまだ限られている。背景には、①「関係閣僚の承認が遅れたこと（USTR 代表は現時点でも未就任）」、②「（貿易政策と密接に関わる）税制改正の“国境での課税調整”の取り扱いが見通せなかったこと」等もありそうだ。

また、トランプ大統領は中国の為替操作国認定を公約に掲げていたが、就任後初となる半期為替報告書（4月14日発表）では従来の操作国認定基準を維持し、中国の認定を見送っている（第5表）^{（注2）}。北朝鮮問題で中国の外交協力を仰ぐために見送ったようだ。

（注2）監視国指定は前回と同様、中国・日本・韓国・台湾・ドイツ・スイスの6カ国。

第4表:トランプ政権下での貿易政策に関連した出来事

月日	概要
1月23日	「環太平洋経済連携協定（TPP）交渉・合意から撤退」に関する大統領覚書を発表
2月1日	メキシコ政府、NAFTA再交渉に向け民間企業と90日間の協議を開始
2月27日	上院、ロス商務長官を承認（賛成72：反対27）
3月1日	USTR、通商政策に関する年次報告書を議会へ提出 4つの最優先事項 ①通商政策における米国の国家主権を守る（WTOの紛争解決手続きが不利益になる場合はそのまま従わず、米国法を優先する） ②米国の通商法の厳格な執行（例えば、201条に基づくセーフガード措置や301条に基づくUSTRの制裁措置等も選択肢） ③全ての可能な手段を用いて、米国生産者の他国市場への公平なアクセスを可能にする ④新たにより良い通商協定を交渉する
3月8日	日本との貿易不均衡を問題視する意見書をWTOへ提出
3月30日	商務省、日本や韓国等からの炭素合金鋼板に反ダンピング関税適用を正式決定
3月31日	「深刻な貿易赤字についての包括的なレポート作成」に関する大統領令を発表
3月31日	USTR、年次の貿易障壁報告書を公表
4月7日	米中首脳会談 「米中の貿易不均衡は正に向けた「100日計画」策定で合意
4月12日	トランプ大統領「ドルは強くなり過ぎている」と発言
4月14日	財務省が半期為替報告書を公表 「為替操作国の認定基準は不変。中国の為替操作国認定を見送り
4月18日	日米経済対話（初会合）
4月20日	鉄鋼輸入とそれに伴う安全保障への脅威について調査する大統領覚書を発表
4月24日	商務省、カナダ産の針葉樹製材に対する相殺関税を発表
4月27日	アルミニウム輸入とそれに伴う安全保障への脅威について調査する大統領覚書を発表

（資料）ホワイトハウス、米国商務省、USTR資料、各種報道等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第5表：為替報告書における主要貿易相手国の評価（2017年4月時点）

単位 抵触基準	①財の対米貿易黒字	②経常収支		③為替介入			4月の 評価
	直近4四半期	直近4四半期	収支の過去3 年間の変化	直近4四半期	外貨買い(ネット)、直近12ヵ月	外貨買い(ネット)、直近12ヵ月	
	億ドル	GDP比(%)	GDP比(%)	億ドル	GDP比(%)	億ドル	
	200億ドル超	3%超	-	-	2%超	-	-
中国	3,470	1.8	0.2	1,960	▲ 3.9	▲ 4,350	実施せず ^a 監視国
日本	689	3.8	2.9	1,860	0.0	0	実施せず ^a 監視国
ドイツ	649	8.3	1.5	2,860	-	-	実施せず ^a 監視国
メキシコ	632	▲ 2.7	▲ 0.2	▲ 280	▲ 0.5	▲ 60	実施せず ^a
イタリア	285	2.8	1.8	510	-	-	実施せず ^a
韓国	277	7.0	0.8	990	▲ 0.5	▲ 70	実施せず ^a 監視国
インド	243	▲ 0.5	2.1	▲ 110	0.4	100	実施せず ^a
フランス	158	▲ 1.2	▲ 0.3	▲ 300	-	-	実施せず ^a
スイス	137	10.7	▲ 0.8	710	10.0	660	実施 監視国
台湾	133	13.4	3.4	710	1.8	100	実施せず ^a 監視国
カナダ	112	▲ 3.3	▲ 0.1	▲ 510	0.0	0	実施せず ^a
英国	▲ 11	▲ 5.1	▲ 1.1	▲ 1,380	0.0	0	実施せず ^a
(ユーロ圏)	1,257	3.4	1.2	4,030	0.0	0	実施せず ^a

（注）為替報告書では、①財の対米貿易黒字額（直近4四半期）、②経常収支（直近4四半期）、③為替介入による外貨購入額（ネット、直近12ヵ月）の3項目をもとに主要貿易相手国を判断。表中の網掛け部分は、抵触箇所。3項目全てに抵触すると為替操作国に認定。2項目に抵触すると監視国リスト入り。一度監視国リスト入りすると、少なくともその後2回の報告書では監視国となる。

（資料）米国財務省資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

(2) 移民政策

移民・入国制度について、トランプ大統領は選挙期間中の主張の実現を試みてきており、「国境警備・不法移民の取り締まり強化」や「積極的な不法移民の強制送還」は実施されつつある（第6表）。一方、大統領令による「入国制限」は2度にわたり連邦地裁に差し止められ、「不法移民に寛大な所謂“保護都市”への連邦補助金の停止」も連邦地裁に差し止められている。

経済への影響では、「不法移民の強制送還のペース」に注意が必要である。急速な強制送還の拡大は労働供給の減少に繋がり、景気の下押し要因になりかねない。但し、景気を大きく下押しするほどの内向きな移民政策を志向しているとも思えず、国境警備強化や不法移民対策を進めた上で仮に労働市場の逼迫感が強まった場合には、（合法）移民受入を積極化させる選択肢も有り得るのではないだろうか。

第6表:トランプ政権下での移民・入国制度に関する政策推移

発表日	項目	概要
1月25日	「国境警備の強化」に関する大統領令を公表	・ 南の国境に壁を建設 ・ 国境警備員を5,000人増員
1月25日	「移民法執行の強化」に関する大統領令を公表	・ 現行法の範囲で不法移民の送還を拡大 ・ 不法移民に寛大な保護都市への連邦補助金を停止
1月27日	「入国制限」に関する大統領令を公表	・ イスラム圏7カ国（イラク、イラン、スーダン、シリア、リビア、ソマリア、イエメン）から米国への入国を90日間停止 ・ 難民受入を120日間停止、シリア難民の受入は審査基準を厳格化するまで無期限停止 ・ 実施は即日
2月21日	「不法移民の取り締まり強化」策を国土安全保障省が発表	・ 軽犯罪者でも積極的な強制送還の対象に ・ 米国滞在歴が2年未満の不法移民は即時に送還 ・ 「ドリーマー」と呼ばれる不法移民約75万人は強制送還の対象外 ・ 国境警備員を5,000人、取り締まり職員を10,000人増員
3月3日	「H-1B」ビザの処理方法変更を市民権・移民局が発表	・ 「H-1B」ビザの優先処理を4月3日から最大6ヵ月間に亘り停止 ・ 停止している間に未処理の通常審査案件に対応
3月6日	「入国制限」に関する新たな大統領令を公表令（1月27日の大統領令は破棄）	・ イラクを除くイスラム圏6カ国から米国への入国を90日間禁止 ・ 永住権保有者、ビザ保有者、二重国籍者は入国制限の対象外 ・ 難民受入を120日間停止（シリア難民も同じ扱い、宗教上の少数派を優先対応せず） ・ 実施は3月16日まで10日間猶予
3月6日	「入国審査等の厳格化」に関する大統領覚書を発表	・ 入国審査等の厳格化を国務長官、司法長官、国土安全保障長官へ指示
3月31日	「H-1B」ビザの申請方法変更を市民権・移民局が発表	・ 「H-1B」ビザの申請において、コンピュータープログラマーに追加情報の提出を義務付け ・ 実施は即日
4月18日	「米国製品の優先購入・米国人の優先雇用」に関する大統領令を公表	・ 「H-1B」ビザプログラムの見直しを指示

（資料）ホワイトハウス資料、各種報道等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

（4月25日）
カリフォルニア
州サンフラン
シスコ連邦地
裁が差し止め

（2月3日）
ワシントン州シ
アトル連邦地
裁が差し止め

（3月15日）
ハワイ州ホノル
ル連邦地裁が
差し止め

(3) インフラ投資の拡大

インフラ投資の拡大については、進展がみられていない。挙げるとすれば、上院民主党が1月に『米国のインフラ再建の青写真』と題するインフラ投資拡大案を発表した程度である。（第7表）。上院民主党案は、向こう10年間で総額1兆ドルを政府が拠出し、1,500万人以上の雇用創出を目指す内容である。規模感はトランプ大統領の主張と一致しているが、議会

で共和党が多数を占めているため一定の財源確保が必要で実現のハードルは高い。

マルバニー行政管理局（OMB）長官は 4 月 20 日、インフラ投資の総額 1 兆ドルのうち連邦政府の拠出は 2,000 億ドル程度を想定していると発言した。官民パートナーシップや税制優遇措置を活用し、直接的な政府支出の拡大は同長官が言及した程度に止まりそうだ。

他方、財政状況が厳しいとは言え、インフラが老朽化している米国ではインフラ投資拡大の必要性は強く認識されている^{（注 3）}。インフラ投資拡大が全く実現されないことも想定し難い。

（注 3）また、インフラ投資の拡大には、短期の需要刺激効果、「輸送効率の向上」や「投入コストの低下」等を通じ中長期的に生産性上昇をもたらす効果、経済格差対策の側面等も期待されている。

第7表：上院民主党が発表した『米国のインフラ再建の青写真』における投資内訳

投資内容	投資額(億ドル)	投資内容	投資額(億ドル)
道路・橋の改築	1,000	空港の改良	300
メインストリートの再生	1,000	港・水路への投資	100
TIGER助成プログラムの拡大	100	地域の自然災害対策の強化	250
上下水道の修復	1,100	21世紀型エネルギーインフラへの投資	1,000
鉄道インフラの近代化	500	ブロードバンドの拡充	200
公共交通の補修・改善	1,300	国有地等への投資	200
活力あるインフラプログラムへの投資	2,000	退役軍人省病院の近代化	100
公立学校の改築	750	革新的な資金調達手段の提供	100

（注）『TIGER助成プログラム』は、2009年景気対策法に盛り込まれた運輸省のインフラ投資プログラム。TIGERは、Transportation Investment Generating Economic Recoveryの略。

（資料）上院民主党資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

（4）税制改正

トランプ大統領と共和党は、法人税・所得税の大幅な税率引き下げや包括的な税制改正を主張している（第 8・9 表）。下院共和党は昨年 6 月に発表した税制改正案（『青写真』）への支持取り付けを試みてきたが、有力な財源となる「国境での調整課税」等に反対意見が強く、最近では別案も検討しつつあった。

そのようななか、ムニューシン財務長官とコーン国家経済会議（NEC）議長は 4 月 26 日、トランプ政権としての税制改正の指針を発表した。内容はトランプ大統領の選挙期間中の主張と概ね同じであった。選挙期間中の主張との相違点は、①「海外子会社利益への課税方法（テリトリアルシステムへ移行）」、②「引き下げ後の所得税率の水準」、③「パススルー事業体へ法人税率を適用する（ことの明示）」等である。詳細の発表は 6 月頃になる見込みだ。

トランプ政権の税制改正指針の大きな課題は財源である。減税による税収の下振れは、経済成長の促進（3%以上の成長を可能にする）と控除・抜け穴の廃止等によってカバーするとし、ライアン下院議長も「80%は賛成だ」と述べてはいるものの、大幅な財政悪化に繋がり

得る税制改正を現在の議会で成立させることは簡単ではないだろう。議会が許容できる税収の下振れは、下院共和党案並の「10年間で2,000億ドル」程度ではないだろうか（第10表）。下院共和党案乃至別案が、引き続き議会主導で検討されていく展開も十分にありそうだ。

第8表：法人税改革案の比較

項目	トランプ大統領の選挙期間中の主張	トランプ政権が4月26日に発表した指針	下院共和党案 （『青写真（Blueprint）』）
1. 税率・優遇措置等	・現行の最高税率35%から一律15%へ引き下げ ・企業の代替ミニマム税（AMT）を廃止 ・研究開発（R&D）クレジット以外の大半の優遇措置を廃止	・現行の最高税率35%から一律15%へ引き下げ	・現行の最高税率35%から一律20%へ引き下げ ・現在所得税を支払っているパススルー事業体は25% ・企業の代替ミニマム税（AMT）を廃止 ・優遇措置を基本的に廃止
2. 投資費用の取り扱い	・米国内の製造業は設備投資支出の即時の全額控除を選択可 ・選択した場合には利払い費の控除は不可	—	・投資費用の即時の全額償却が可能に ・対象は、設備・建物等の有形資産と知的財産等の無形資産の双方（土地は対象外） ・利払い費の税控除は今後は不可 ・銀行や保険、リース等の金融サービス会社に対しては、ビジネスモデルにおける利払いの影響を考慮し特別ルールを設置 ・在庫はLIFO（後入先出法）を維持
3. 海外子会社利益への課税	・米国内へ利益還流を促すため、海外利益に対する課税を一度限り10%へ引き下げ ・事業で必要な場合には引き続き海外に資金を滞留させることが可能だが、10%の税金は支払う ・米国の法人税が15%まで下がるため、海外に資金を滞留させる必要はなくなる。納税猶予は今後は許容されず ・企業は二重課税に直面すべきではなく、海外税のクレジットは今後も維持	・海外利益は今後は非課税（テリトリアルシステムへ移行） ・既に現在積み上がっている海外利益に対しては、課税を一度限り実施（税率は未定）	・海外利益は今後は非課税（テリトリアルシステムへ移行） ・既に現在積み上がっている海外利益に対しては、現金・現金同等物は8.75%、それ以外は3.5%を課税（税金は向こう8年間に亘って分割支払いが可能）
4. 国境での調整課税	—	—	・生産された場所ではなく販売した場所に基づいて課税される（仕向け地主義） ・輸出は課税所得に含める必要がなくなる（免税）一方、輸入を課税所得から控除することができなくなる

（資料）各種資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第9表：所得税改革案の比較

項目	トランプ大統領の選挙期間中の主張	トランプ政権が4月26日に発表した指針	下院共和党案 (『青写真 (Blueprint)』)
1. 税率	- 税率適用区分を7段階から3段階へ変更 - 所得税率は下院共和党が主張している12%、25%、33%を軸に検討し大幅に引き下げ（トランプ大統領の当初の主張は10%、20%、25%）	- 税率適用区分を7段階から3段階へ変更 - 所得税率は10%、25%、35%へ大幅に引き下げ	- 税率適用区分を7段階から3段階へ変更 - 所得税率は12%、25%、33%へ大幅に引き下げ
2. その他	- 基礎控除は単身者で15,000ドル、夫婦合算で30,000ドル（当初の主張は単身者で25,000ドル、夫婦合算で50,000ドル） - 代替ミニマム税（AMT）を廃止 - 相続税を廃止 - 多くの控除・抜け穴を廃止 - 住宅ローン利子と慈善寄付金の控除は維持 - 育児費用の税額控除を拡大 - キャピタルゲイン課税は現行を維持 - オバマケアに基づく投資所得への3.8%の課税を廃止 - 繰越利益は通常所得として課税	- 基礎控除を2倍に（夫婦合算で年収24,000ドルまで非課税） - 子供や扶養家族にかかった費用は税制面で優遇 - 代替ミニマム税（AMT）を廃止 - 配当とキャピタルゲインの最高税率は20%、オバマケアに基づく3.8%の課税を廃止 - 相続税を廃止 （高所得層に恩恵の大きい）大半の税控除を廃止。但し、住宅ローン利子、慈善寄付金、退職貯蓄の控除は維持 - パススルー事業体には15%の税率を適用	- 基礎控除は単身者（子供無し）で12,000ドル、夫婦合算で24,000ドル - 代替ミニマム税（AMT）を廃止 - 投資収益への課税を軽減 - 子供や扶養家族の税額控除の拡大 - 住宅ローン利子控除を保持 - 勤労税額控除を継続 - 税制で慈善寄付を促進 - パススルー事業体には所得税ではなく最高税率を25%とする法人税を適用

(資料) 各種資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第10表：下院共和党の税制改革案の財政への影響(2016年～2025年の10年間)

	税収の変化 (GDP規模 への影響を 考慮せず)	GDP 規模への 影響	税収の変化 (GDP規模 への影響を 考慮)
	億ドル	%	億ドル
1 代替ミニマム税の廃止	▲ 3,540	▲ 0.3	▲ 4,280
2 住宅ローン金利と慈善寄付以外の項目別控除の廃止	23,310	▲ 0.4	22,180
3 大半の個人のクレジットの廃止	1,040	0.0	1,040
4 キャピタルゲイン・配当課税の変更	▲ 6,090	0.3	▲ 5,310
5 投資費用の即時の全額控除を可能に	▲ 22,360	5.4	▲ 8,830
6 新たなローンについて利払い費の税控除の廃止	11,940	▲ 0.1	11,760
7 国境での調整課税	10,690	▲ 0.4	9,360
8 全ての企業のクレジットの廃止	7,010	▲ 0.1	6,770
9 遺産税・贈与税の廃止	▲ 2,410	0.9	▲ 200
10 育児関連費用の税額控除拡大等	▲ 1,270	0.0	▲ 1,120
11 所得税率の12%、25%、33%への変更	▲ 19,540	1.5	▲ 16,410
12 パススルー事業体の最高税率の25%への変更	▲ 5,150	0.6	▲ 3,880
13 法人税率の20%への引き下げ	▲ 18,070	1.7	▲ 13,250
14 現在の海外利益に対する課税	1,850	0.0	1,850
15 テリトリアルシステムへの移行	▲ 1,600	0.0	▲ 1,600
計	▲ 24,190	—	▲ 1,920

(資料) Tax Foundation資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

(5) オバマケアの廃止・置換

「オバマケアの廃止・置換」は、今年に入ってからの下院共和党の最優先政策課題であり、下院共和党は3月6日にオバマケア代替法案（American Health Care Act、第11表）を発表した。しかし、可決の目処がたたないとして下院で採決せず3月24日に法案を撤回している。

下院共和党がオバマケア代替法案の撤回に追い込まれたのは、民主党だけでなく、共和党内でも穏健派、保守強硬派双方から批判が出たためだ。下院の議席数は現在、共和党が237、

民主党が 193（空席 5）であるため、民主党の全議員が反対し共和党議員のうち 20 名超が反対すれば、過半数の支持が得られず法案を可決出来ない。今回はなかでも下院自由議員連盟（フリーダム・コーカス）と呼ばれる共和党内の保守強硬派グループによる反対が、法案撤回の決定打となった。フリーダム・コーカスのメンバーは非公表だが 30～40 人と言われている。

法案を撤回した時点では、トランプ大統領と下院共和党は「オバマケアの廃止・置換」に当面は取り組まないとしたものの、足元では再び「オバマケアの廃止・置換」に向けた動きがみられる。フリーダム・コーカスは 4 月 26 日、マッカーサー下院議員による American Health Care Act 修正法案への支持を表明しており、近々に下院で修正法案が採決される可能性も出てきた。

第11表：下院共和党によるオバマケア代替法案(3月24日に撤回)の概要

オバマケア代替法案の概要		
医療保険の義務付け		- 個人に対する医療保険加入の義務付け（と違反への罰金）を廃止 - 大規模雇用主に対するフルタイム従業員への医療保険提供の義務付け（と違反への罰金）を廃止
メディケイド		- オバマケアに基づくメディケイドの拡大を終了（メディケイドを拡大している31州への連邦政府からの資金提供を2020年に停止） - 州政府への資金配分は、メディケイドの対象人数に基づき上限を設定（per capita cap） - メディケイドの受給資格等の決定権限は州政府へ与え、州毎の実情に即した運営を可能に
医療保険加入の政府支援等	税控除	- 補助金は廃止。勤務先や政府の保険プログラムでカバーされない中低所得層向けに、還付可能な税控除を提供 - 保険料は年齢とともに上昇するため、控除額は年齢層別に設定。30歳未満は年2,000ドル、30～39歳は年2,500ドル、40～49歳は年3,000ドル、50～59歳は年3,500ドル、60歳以上は年4,000ドル。税控除の一世帯当りの上限は年14,000ドル - 年収が個人で75,000ドル、世帯で150,000ドル以上の場合、税控除は縮小（年収が閾値から1,000ドル増加する毎に税控除は100ドル縮小、個人で年収215,000ドル以上になると税控除はゼロ） - 控除額は、消費者物価指数（CPI）を基準に毎年拡大
	その他	- 医療貯蓄口座（HSA）の利用制限を緩和。拠出可能な金額を約2倍に拡大（個人で6,550ドル、世帯で13,100ドル）。対象範囲をOTC（対面販売）医薬品等にも拡大 - 医療支出口座（FSA）の利用制限を緩和 1,000億ドルのファンド（Patient and State Stability fund）を創設 - 引き続き、保険会社が既往症を理由に保険加入を断ることは禁止【オバマケアから不変】 - 引き続き、26歳までは両親の保険に止まることが可能【オバマケアから不変】
オバマケアの増税措置の取り扱い		- オバマケアによる「処方薬」、「OTC医薬品」、「保険料」、「医療機器」等に対する課税を廃止（2018年以降） - 高額な医療保険に対する所謂「キャブラック税」は、導入時期を2020年から2025年へ延期

(注)議会予算局は、本法案により無保険者数が2018年までに1,400万人増加し、財政赤字が向こう10年間で3,370億ドル減少すると試算。

(資料)下院共和党資料、各種報道より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

(6) 予算

トランプ政権は 3 月 16 日、次期 2018 会計年度（2017 年 10 月～2018 年 9 月）における裁量的支出の予算案を発表した。裁量的支出のうち国防費を増加させる一方、非国防費を減少させる内容である（第 12 表）。

米国では、金融危機以降の大幅な財政収支の悪化を受け、2011 年に財政管理法が成立した。2021 会計年度までの裁量的支出には、国防費と非国防費に分けて上限が設定されている。トランプ政権の予算案は裁量的支出全体の上限は引き上げずに、国防費と非国防費の配分を変更するものである。裁量的支出の予算案を省別にみると、環境保護局、国務省・国際プログ

ラム、労働省、農務省等が大きく減少する一方、国防省、国土安全保障省、退役軍人省は増加する（第13表）。実際に予算を決定するのは議会であり、トランプ政権の予算案がどこまで実現するかは不透明である。

なお、米国の財政収支は財政管理法下でも依然として赤字が続いており、義務的支出の拡大傾向から、再拡大が予想されている。政府部門の債務残高も金融危機対応で大幅に増加したままである。この様な状況下、財政運営に関する世論調査結果をみても、共和党支持者では抑制的な財政運営を望む声が依然多い。議会が裁量的支出全体の上限を大きく引き上げることは、当面は無さそうである。

第12表：議会予算局による連邦財政の見通し（2017年1月時点、ベースライン見通し）

（億ドル）

会計年度		2016	2017	2018	2019	2020	2021
	開始	2015年10月	2016年10月	2017年10月	2018年10月	2019年10月	2020年10月
	終了	2016年9月	2017年9月	2018年9月	2019年9月	2020年9月	2021年9月
歳出							
トランプ政権の予算案 ◇国防：5,760億ドル ◇非国防：5,040億ドル							
裁量的支出		38,540	39,630	40,900	43,340	45,620	48,160
国防 財政管理法による上限		5,480	5,510	5,490	5,620	5,760	5,900
非国防 財政管理法による上限		5,180	5,190	5,160	5,290	5,420	5,550
国防 財政管理法上限の対象外		590	650	660	680	690	700
非国防 財政管理法上限の対象外		260	320	320	320	330	330
その他		330	420	470	470	370	360
義務的支出		24,290	24,840	25,850	27,640	29,250	30,970
利払い		2,410	2,700	2,950	3,320	3,800	4,350
歳入		32,670	34,040	36,040	37,330	38,780	40,190
トランプ政権の予算案 ◇国防：6,030億ドル （前年比+520億ドル、+9.4%） ◇非国防：4,620億ドル （前年比▲570億ドル、▲11.0%）							
所得税		15,460	16,510	17,810	18,710	19,570	20,520
給与税		11,150	11,500	11,900	12,300	12,650	13,120
法人税		3,000	3,200	3,400	3,520	3,820	3,770
その他		3,060	2,830	2,930	2,800	2,740	2,780
財政収支		▲ 5,870	▲ 5,590	▲ 4,860	▲ 6,010	▲ 6,840	▲ 7,970

（注）『ベースライン見通し』は、現行の法律と政策が期限通りに終了することを想定した財政見通し。このため、トランプ大統領が主張している政策の影響は含まず。

（資料）米国議会予算局資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第13表：トランプ大統領の「予算の青写真」で提示された2018会計年度の裁量的支出案

省庁	会計年度		変化する (2017→2018 会計年度)	変化する (2017→2018 会計年度)	2018会計年度予算を拡大乃至縮小する分野
	2017	2018			
	2016年10月 開始 終了 2017年9月	2017年10月 開始 終了 2018年9月			
省庁	億ドル	億ドル	億ドル	%	
農務省	226	179	▲ 47	▲ 20.7	重複していて不必要で優先順位の低いプログラムの削減・廃止
商務省	92	78	▲ 15	▲ 15.7	コアな機能に集中。効果の乏しい助成プログラムを廃止
国防省	5,217	5,740	523	10.0	ISIS打倒に向けての資源を増加。米軍再建を開始
教育省	682	590	▲ 92	▲ 13.5	重複して効果的で無い助成プログラム等を廃止
エネルギー省	297	280	▲ 17	▲ 5.6	肥大化した連邦政府の役割の適正化
保健福祉省	777	651	▲ 126	▲ 16.2	重複して効果の乏しいプログラムを廃止
国土安全保障省	413	441	28	6.8	国境警備強化に必要なインフラ・ITへ投資(南の国境への「物理的な壁」を含む)。 国境警備員を500人、入国・関税執行局の職員を1,000人増員
住宅都市開発省	469	407	▲ 62	▲ 13.2	優先度合いの低いプログラムを削減。州地方政府や民間の役割を拡大
内務省	132	116	▲ 15	▲ 11.7	不必要で重複しているプログラムの廃止。優先順位の低い政策(国有地の新規取得等)への資金手当てを削減
司法省	288	277	▲ 11	▲ 3.8	効率化を推進。テロ、暴力犯罪、不法移民対策を強化
労働省	122	96	▲ 25	▲ 20.7	重複して不必要で効果の乏しい活動への投資を中止
国務省等	380	271	▲ 109	▲ 28.7	米国にとってメリットの乏しい国際機関への拠出を中止乃至削減(気候変動関連プログラム、国連、世界銀行等)
運輸省	186	162	▲ 24	▲ 12.7	非効率で重複していたり、州地方政府や民間にまかせるべきプログラムの削減
財務省	117	112	▲ 5	▲ 4.4	公的金融プログラムを一部縮小
退役軍人省	745	789	44	5.9	退役軍人の医療サービスへの支出を拡大
環境保護局	82	57	▲ 26	▲ 31.4	3,200人削減。クリーンパワープラン等への拠出を停止
NASA	192	191	▲ 2	▲ 0.8	宇宙探査にフォーカス

(注)『住宅都市開発省』と『司法省』は一部項目を調整前の数字。
(資料)米国内政部管理予算局資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

5. 金融政策への言及

金融政策について、FRBは昨年12月に1年ぶりとなる追加利上げを実施し、3月にも追加利上げを行った。トランプ大統領は、選挙期間中にFRBが民主党寄りだと批判していた。大統領に就任してから暫くは金融政策について発言していなかったが、4月12日のメディアとのインタビューで「ドルが強くなり過ぎているため低金利が好ましい」といった趣旨の発言をしている(第14表)。トランプ大統領の金融政策に対する発言はこれまで二転三転しており、依然としてスタンスは判然としないが、為替や金融政策への関心を再び強めている可能性があり注意が必要だ。

第14表：トランプ大統領の金融政策についての発言

	金融政策についての発言	
2015年11月	・イエレン議長は利上げをすべき ・利上げをしないのは、オバマ政権への配慮からだ	変化
(2015年12月)	(FRB、利上げ実施)	
2016年5月	・自分は低金利を支持する ・もし金利を上げたら、ドルが上昇し経済に大きな問題が起こる	
2016年8月	・イエレン議長はオバマ大統領を助けるために人為的に低金利にしている ・低金利で株価はバブルになっている	変化
(2016年12月)	(FRB、利上げ実施)	
(2017年3月)	(FRB、利上げ実施)	変化
2017年4月	・イエレン議長は好きだし尊敬している ・低金利政策が好きだ、ドルは強くなり過ぎている ・ドルが強い時に他国と競争するのはとても厳しい、製造業が競争するのはとても厳しい	

(資料)各種報道より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

6. 経済政策の100日間の評価と今後の見通し

100日間を振り返ってみると、トランプ大統領は基本的には「有言実行」を目指してきたと言えるだろう。但し、公約に掲げた政策のうち議会での法案可決については、現時点で思うように実績が挙げられていない。背景には、①「党派対立や共和党内の分断の加速」、②「足元の景気が良好なことによる議会の切迫感の欠如」、③「過大な政府債務の存在」等が挙げられるだろう。最近の大統領のうち就任100日間で実績を挙げているオバマ政権やブッシュ（子）政権は、景気後退に直面しており、議会与党と一致して取り組むべき課題が明確であった（第15表）。トランプ大統領と同様に景気回復期に就任したクリントン政権も当初は議会運営に苦戦している。

アウトサイダーであるトランプ大統領にとってこの100日間は、議会と新たな関係を構築し、政策を具体的に法案に落とし込む術などを学ぶ期間だったと言え、政権の真価を問うのは時期尚早とも言える。引き続き、税制改正とインフラ投資拡大が財政を大幅に悪化させない形で何とか実施され、経済政策全体としては来年の成長率を幾分か押し上げるとみておきたい（第16表）。

第15表：歴代大統領の就任100日以内の実績

大統領	月日	主な実績
クリントン (1993年～)	2月17日	『経済再生計画』の公表 ⇒× 4月21日『93年補正歳出予算法』成立も、 クリントン大統領が主張した景気刺激策は織り込まれず ⇒8月10日『1993年財政調整法』成立
ブッシュ子 (2001年～)	1月23日 2月8日	教育改革法『No Child Left Behind』法案の公表 ⇒翌年1月8日、ブッシュ大統領が法案に署名し、成立 減税案を提案 ⇒6月7日、ブッシュ大統領が法案に署名し、成立
オバマ (2009年～)	2月10日 2月17日 2月27日 4月5日	金融安定化策の発表 ⇒3月4日、住宅市場安定化施策の実施 総額7,872億ドルの『2009年米国再生・再投資法』成立 2010年8月までにイラク駐留米軍の殆どを撤退させる計画を発表 ブラハでの核兵器廃絶演説
トランプ (2017年～)	1月23日 4月7日	TPP離脱の大統領令に署名 上院がニール・ゴースッチ氏の連邦最高裁判事就任を承認

(資料) 各種資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第16表：トランプ政権の経済政策の見通しと経済への影響

	政策の見通し	経済への影響
貿易政策	強硬なスタンスを示しつつ、他国に一段の市場開放、公平な貿易関係を求めていく方針。中国の不正な貿易慣行は、共和・民主両党とも問題視しており、中国との貿易状況改善には積極的に取り組み易い。	経済への影響は複雑。仮に他国と交渉が継続せず保護主義的な貿易政策を進めた場合、米国内の雇用を一定程度回復（維持）出来る可能性がある一方で、輸出の減少やグローバル企業の収益減少、輸入物価上昇に繋がる可能性もある。
移民政策	国境警備と不法移民対策の強化は実施。不法移民の大規模な国外退去や合法移民の大幅な抑制までは現時点では想定せず。仮に将来的に労働市場の逼迫感が強まった場合には、移民受入を積極化させる展開も排除はできず。	不法移民の大規模な国外退去等が行われれば、労働力不足となり、賃金上昇圧力に繋がり得る。
法人税・所得税減税、包括的な税制改正	税率引き下げの財源を一定程度確保し、財政が大幅に悪化しない形で実施されると予想。税制改正自体の必要性については議会でも幅広い支持がある。	法人税改正は、短期的な成長率の押し上げ効果よりも、企業の競争力向上等を通じた中長期的な潜在成長率の押し上げ効果の方が重要。所得税改正は、米国で大きな課題となっている経済格差を一段と拡大させる可能性もあり、内容に注意が必要。
インフラ投資の拡大	多額の直接的な政府支出は困難も、一定のインフラ投資の拡大は実現する見込み。インフラ投資拡大の必要性については、両党ともに異論無し。米国ではインフラ老朽化への問題意識が高まっていて、国民からの支持も高く、現在の米国では推進し易い経済政策。	実現すれば、短期的に成長率の押し上げ要因。加えて、経済格差への対処となったり、中長期的な生産性の上昇に寄与する可能性も。
規制緩和	歳出を伴わずに出来ることが多いことから、比較的实现し易い。全方位的に検討されていくとみられるが、製造業を重視するトランプ大統領としては、環境関連等で中小の製造業に恩恵の大きな規制緩和に特に注力か。	実現した場合でも、成長の押し上げにどの程度繋がるのかはやや不透明。

(資料)三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

おわりに ～就任 100 日目のハリスバーグ・ラリーに参加して

トランプ大統領は就任 100 日目にあたる 4 月 29 日、ペンシルバニア州ハリスバーグでラリー（集会）を行った。筆者も参加したため、以下でその様子を簡単に記したい。

ハリスバーグには、ニューヨークから高速鉄道アムトラックで 3 時間半程度で到着する。会場はハリスバーグ駅から車で 10 分程度の「PA Farm Show Complex & Expo Center」で、開始は午後 7 時 30 分。事前に参加登録（先着順）しておけば誰でも参加可能だ。

会場に到着すると、周りにはトランプ大統領に反対する人たちが集まっていた。反対理由は様々だが、環境政策が一番多かった印象だ。会場へ入る際の ID 提示は不要である。セキュリティチェックはあるが、バッグ等の荷物持込はそもそも禁止されている。会場は古く、飾りつけ等も最小限に止められているため、寂しい印象も受ける。会場内ではトランプ大統領の公式グッズが販売されている。種類は T シャツと帽子だけで、T シャツが 30 ドル、帽子が 25 ドルであった。米国の物価を考えると、良心的な価格設定と言えそうだ。会場に入る際に ID 提示は不要な一方、公式グッズを購入する際には ID 提示が必要となる。

講演が行われる室内はほぼ満員であった。参加者は大半が白人だが、女性も多かった。様々なプラカードの種類があるなかで“WOMEN FOR TRUMP”と記載されたピンクのプラカードが一番多かったのではないだろうか。参加者は皆ラフな格好で、着飾ったり高そうな服を着ている人はまづいなかった。

筆者がラリーに参加したのは初めてだったため、その場の雰囲気を経験と厳密に比較する

ことはできないが、トランプ大統領の絶叫調の演説に対する集まった聴衆の盛り上がりは大変なものであった。就任して 100 日間のトランプ大統領の実績は、コアな支持者層にとっては一先ず満足するものだったと言えそうだ。移民政策や貿易政策に言及した際に、特に盛り上がっていた。公約を実現できていなくても、それが議会や（リベラルな）司法に阻まれたためであれば、コアな支持者はさほどマイナスには受け止めず、逆に連帯を強めることに繋がっている可能性もある。何れにしてもコアな支持者層は引き続きトランプ大統領に期待している。

なお、大統領は現在のところ「有言実行」のスタンスを示しているが、仮に今後大統領自身が良くも悪くも現実的な路線にスタンスを変えて選挙時の公約から大きく距離を置くようなことがあれば、コアな支持者層の失望を招くだけでなく、米国の民主主義にとって大きなリスクにもなりかねない。その点には注意が必要であろう。

(2017 年 5 月 1 日 栗原 浩史 hikurihara@us.mufg.jp)

参考表1:トランプ大統領による大統領令・主な覚書

発表日		概要	備考
1月20日	1	大統領令	オバマケアの現行法の適用を可能な範囲で遅らせる
	2	大統領覚書	新規または適用を猶予している規制は、新閣僚によるレビューが終わるまで適用しない
1月23日	3	大統領覚書	環太平洋経済連携協定（TPP）交渉・合意から撤退
	4	大統領覚書	政府職員の採用の凍結（軍を除く）
	5	大統領覚書	海外の妊娠中絶支援団体への助成金の停止
1月24日	6	大統領覚書	キーストーンXLパイプラインの建設計画の推進
	7	大統領覚書	ダコタ・アクセス・パイプラインの建設計画の推進
	8	大統領覚書	可能な限り米国製のパイプラインを建設
	9	大統領覚書	製造業に対する連邦規制の影響を再評価
1月25日	10	大統領令	優先順位の高いインフラ計画の環境評価を速める
	11	大統領令	国境警備の強化（南の国境に壁を建設、国境警備員を5,000人増員等）
	12	大統領令	移民法執行の強化（現行法の範囲で送還を拡大、不法移民に寛大な保護都市への連邦補助金停止等）
1月27日	13	大統領令	海外のテロリスト対策（シリア難民の受入停止、テロの懸念がある7ヵ国の市民の入国を90日間停止等）
	14	大統領覚書	米軍の再建（国防長官は国防体制を再評価し、行政管理予算局長と共に国防予算の見積もりを実施）
1月28日	15	大統領覚書	国家安全保障会議（NSC）と国土安全保障会議（HSC）のメンバー等を変更
	16	大統領覚書	イスラム国（IS）掃討計画を30日以内に策定
	17	大統領令	政府高官の倫理改革（退職後5年間のロビー活動禁止等）
1月30日	18	大統領令	規制削減と規制コストの管理（1つの規制を導入する毎に少なくとも2つの既存規制を無効化等）
2月3日	19	大統領令	財務長官は現在の金融規制の妥当性を再評価し120日以内に大統領へ報告
	20	大統領覚書	金融アドバイザーに対する受託者責任ルールの見直し
2月9日	21	大統領令	犯罪減少と公共安全のためのタスクフォースの創設
	22	大統領令	連邦・州・地方の警官を暴力から守るための改善策を策定
	23	大統領令	国際犯罪組織、国際密売取引の摘発強化
	24	大統領令	司法省内の継承順位について
2月24日	25	大統領令	規制改革を強化（各省庁に規制改革担当を設置、規制改革タスクフォースを新設）
2月28日	26	大統領令	水資源に関する規制の見直し
	27	大統領令	伝統的黒人大学（HBCU）に対する支援強化
3月6日	28	大統領令	新たな海外テロリスト対策（入国制限）
	29	大統領覚書	入国審査等の厳格化（国務長官・司法長官・国土安全保障長官へ指示）
3月13日	30	大統領令	政府機関の効率性等を精査、政府機関の再編や政府プログラムの廃止等を立案
3月20日	31	大統領覚書	2017会計年度国防授権法に基づく権限を委任
3月27日	32	大統領覚書	ホワイトハウス内にアメリカン・イノベーション・オフィスを新設
	33	大統領令	政府の契約企業に労働法違反の開示を義務付けたオバマ大統領の大統領令を廃止
3月28日	34	大統領令	環境規制緩和等により国内エネルギー生産を促進
3月29日	35	大統領令	麻薬中毒、オピオイド危機に対処するための委員会を新設
3月31日	36	大統領令	アンチダンピング措置・相殺関税等の執行強化
	37	大統領令	深刻な貿易赤字についての包括的なレポートを作成
	38	大統領令	司法省内の継承順位について
4月18日	39	大統領令	「米国製品の優先購入・米国人の優先雇用」政策の強化
4月20日	40	大統領覚書	鉄鋼輸入とそれに伴う安全保障への脅威について調査を実施（商務長官へ指示）
4月21日	41	大統領令	2016年1月1日以降に導入された税制の重要な規制を検証、規制負担の軽減策を取り纏め
	42	大統領覚書	金融安定監督協議会（FSOC）による金融システム上重要なノンバンク選定プロセスの透明性等を検証
	43	大統領覚書	ドッド・フランク法で導入された「秩序立った清算権限（OLA）」の検証
4月25日	44	大統領令	農業と地方の繁栄を推進（タスクフォースの新設等）
4月26日	45	大統領令	1906年遺跡保存法に基づく国定記念物の指定が、連邦政府所有地の適切な運用を妨げていないか検証
	46	大統領令	教育に関する州地方政府の権限を保持し、連邦政府の関与を抑制。教育関連の規制を見直し
4月27日	47	大統領令	退役軍人省内に「アカウンタビリティ改善」と「内部告発者保護」のための新たなオフィスを設置
	48	大統領覚書	アルミニウム輸入とそれに伴う安全保障への脅威について調査を実施（商務長官へ指示）
4月28日	49	大統領令	米国第一のオフショアエネルギー戦略の実施（内務長官へ規制の見直し等を指示）
4月29日	50	大統領令	各国と締結している自由貿易協定（FTA）や投資協定について米国経済への影響を調査
	51	大統領令	貿易や製造業に関する政策を担う部署を新設

（資料）ホワイトハウス資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

参考表2:大統領・議会等のスケジュール

	トランプ大統領関連	議会関連	重要政策への取組 時期の予想	FRB関連
2017年 1月	・大統領就任（1月20日） ・スカリア最高裁判事の後任に ゴースッチ氏を指名（1月31日）			・FOMC（1月31日・2月1日）
2月	・議会合同本会議で演説（2月28 日）			
3月	・2018会計年度予算教書〈概要〉 発表（3月16日）	・下院共和党、医療保険改革案発表（3 月7日）、撤回（3月24日） ・連邦政府債務上限の凍結期限（3月15 日）～債務上限引き上げ乃至凍結延長が必要 、特別措置で数ヶ月の猶予期間有	関係承認手続き	・FOMC（3月14日・15日）
4月	・米中首脳会談（4月6日・7日） ・財務省半期為替報告書の公表 （4月14日）	・上院、ゴースッチ氏を最高裁判事に 指名承認（54：45票、4月7日） ・休会（上院は4月23日まで、下院は4月 24日まで） ・2017会計年度暫定予算期限（4月28日 ）～4月29日以降9月30日迄の予算可決が必要	オバマケアの廃止・置換	・タルーロ理事退任（4月4日）
5月			税制改正	・FOMC（5月2日・3日）
6月			インフラ投資	・FOMC（6月13日・14日）
7月				・FOMC（7月25日・26日）
8月				
9月				・FOMC（9月19日・20日）
10月	・財務省半期為替報告書の公表	・2018会計年度の開始		・FOMC（10月31日・11月1日）
11月				
12月				・FOMC（12月12日・13日）
2018年				・イエレンFRB議長任期（2月）

（時期未定）
・FRB空席理
事3名の指名
・監督担当副
議長の指名

（資料）各種報道、資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

参考図 1: ハリスバーグ・ラリーの様子（筆者撮影）





当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の販売や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。また、当資料全文は、弊社ホームページでもご覧いただけます。

The information herein is provided for information purposes only, and is not to be used or considered as an offer or the solicitation of an offer to sell or to buy or subscribe for securities or other financial instruments. Neither this nor any other communication prepared by The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. (collectively with its various offices and affiliates, "BTMU") is or should be construed as investment advice, a recommendation to enter into a particular transaction or pursue a particular strategy, or any statement as to the likelihood that a particular transaction or strategy will be effective in light of your business objectives or operations. Before entering into any particular transaction, you are advised to obtain such independent financial, legal, accounting and other advice as may be appropriate under the circumstances. In any event, any decision to enter into a transaction will be yours alone, not based on information prepared or provided by BTMU. BTMU hereby disclaims any responsibility to you concerning the characterization or identification of terms, conditions, and legal or accounting or other issues or risks that may arise in connection with any particular transaction or business strategy. While BTMU believes that any relevant factual statements herein and any assumptions on which information herein are based, are in each case accurate, BTMU makes no representation or warranty regarding such accuracy and shall not be responsible for any inaccuracy in such statements or assumptions. Note that BTMU may have issued, and may in the future issue, other reports that are inconsistent with or that reach conclusions different from the information set forth herein. Such other reports, if any, reflect the different assumptions, views and/or analytical methods of the analysts who prepared them, and BTMU is under no obligation to ensure that such other reports are brought to your attention.